

大 大 保 8639 号
令和 8 年 3 月 30 日

株式会社薫製倶楽部
代表取締役／薬剤師 森 雅昭 様

大阪市保健所長 中山 浩二

令和 8 年 2 月 19 日付け「再質問書」に対する回答について

平素は本市食品衛生行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、貴職から送付された令和 8 年 2 月 19 日付け「再質問書」について、
次のとおり回答いたします。

記

1. 「検体の確保方法および法的根拠について」について

(回答)

「再質問書」における「厚生労働省および国立医薬品食品衛生研究所 (NIHS) においては、同時期に「生紅麴」等の検体を用いた分析が行われ、
プベルル酸 (PA) の検出が公表」については、厚生労働省が公表している各
資料「原因物質の特定について (3 月 29 日公表)」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001249560.pdf>)、「小林製薬社製の紅麴
を含む食品の事案に係る取組について (国立医薬品食品衛生研究所) (4 月
19 日公表)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/001249557.pdf>)、「小林製薬
社製の紅麴を含む食品の事案に係る取組について (国立医薬品食品衛生研究
所) (5 月 28 日公表)」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001257891.pdf>)、「小林製薬社製の紅麴
を含む食品の事案に係る取組について (国立医薬品食品衛生研究所) (9 月
18 日公表)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/001305186.pdf>) を指すと考
えられますが、本市ではこれらの各資料に記載されている試験の検体に関与
しておりません。

2. 「厚生労働省または NIHS への検体送付の有無について」について

(回答)

「1.」の回答のとおりです。

3. 「自主回収指導と検体確保の関係について」について

(回答)

本市では小林製薬株式会社から収去した物品、又は任意で提供された物品について、検体として試験に供しました。いずれの検体についても、小林製薬株式会社が販売先等から自主的に回収した物品が含まれていると考えられます。

また、本市では収去により採取した検体はもちろんですが、収去によらず採取した検体についても、その検査は原則として食品衛生法施行規則第 37 条の規定に準拠して信頼性を確保することとしています。その枠組みの中で、結果に影響を及ぼし得る事象が生じた場合は、その影響を評価し、試験結果の位置付けを行ったうえで、その取扱いを適切に判断することとしています。